

一般廃棄物処理計画に係る令和5年度実施計画について

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち令和5年度の実施計画を次のとおり公表します。

令和5年3月31日

金沢市長 村山 卓

1 実施期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 処理区域  
金沢市全域

3 収集・処分の概要  
(1) し尿を除く一般廃棄物

① 発生量（見込み）

区 分		発生量	合 計
市の 関 与 の 量	燃 や す ご み	112,800トン/年	143,200トン/年
	埋 立 ・ 粗 大 ご み	15,600トン/年	
	資 源 回 収	11,000トン/年	
	集 団 回 収 等	3,800トン/年	

② 処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による収集・運搬及び処分方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区 分		収集・運搬	処 分
燃 や す ご み		直営、委託、自己 搬入、許可業者	焼却
燃 や さ ない ご み	埋立ごみ		破碎・焼却・埋立・ 資源化
	金属（空き缶以外）		資源化
	小型家電類		
ライター			
資 源 回 収	容器包装プラスチック		
	ペットボトル		
	空き缶		
	水銀含有製品		
	フロン回収製品 スプレー缶・カセットボン ベ		
空き瓶		資源化	
粗大ごみ			
多量ごみ			
犬、猫等の死体		委託	焼却

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	処 分
燃 や す ご み	自己搬入、許可業者	焼却
不 燃 ご み	自己搬入、許可業者	破碎・焼却・埋立
資 源 ご み	自己搬入、許可業者	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

- (ア) 家庭系廃棄物は、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。  
 (イ) 事業系廃棄物は、排出者が自ら処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込み）

(ア) 家庭系廃棄物

区 分		排出方法	収集・運搬方法	廃棄物の量
定期収集	燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定ごみ袋に入れ、上端部をしっかりと縛ってステーションに排出</li> <li>指定ごみ袋に入りきらない場合は、ごみ一つにつき45リットルの指定ごみ袋を縛り付けるか貼り付けて排出</li> <li>排せつ管理支援助具（紙おむつを含む。）、腹膜透析バッグ、せん定枝、落ち葉及び草花は、半透明の袋など中身の見える袋に入れて排出可能（ただし、家庭菜園から出る野菜くずや枝、茎などは除く。）</li> <li>せん定枝は、ひもで束ねて排出可能</li> </ul>	週2回 ステーション収集	67,600トン/年
	燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定ごみ袋に入れ、上端部をしっかりと縛ってステーションに排出</li> <li>指定ごみ袋に入りきらない場合は、ごみ一つにつき45リットルの指定ごみ袋を縛り付けるか貼り付けて排出</li> <li>せん定枝は、ひもで束ねて排出可能</li> <li>割れたものは、紙で包み「危険」と表示</li> </ul>	月1回 ステーション収集	1,300トン/年
	金属	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボルトなどの細かいものは、半透明の袋など中身の見える袋に入れ、上端部をしっかりと縛ってステーションに排出</li> <li>その他のものは、そのまま排出可能</li> <li>自転車は「不用品」と表示</li> <li>ナイフなどの危険物は、刃を紙で包み「危険」と表示</li> </ul>		7,800トン/年

			示		
		小型家電類	<ul style="list-style-type: none"> <li>電池を取りはずしてステーションに排出</li> </ul>		
		ライター	<ul style="list-style-type: none"> <li>中身を使い切る</li> <li>ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>		
	資源回収	容器包装プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>汚れているものはひと洗いでする</li> <li>半透明の袋など中身の見える袋に入れ、上端部をしっかり縛ってステーションに排出</li> </ul>	月2回又は月3回ステーション収集	
		ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップをはずす</li> <li>中をひと洗いでする</li> <li>つぶしてステーションの専用のかごに排出</li> </ul>	月2回ステーション収集	
		空き缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップをはずす</li> <li>中をひと洗いでする</li> <li>ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>		
		水銀含有製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>		
		フロン回収製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>「除湿機」又は「フロン回収製品」と表示してステーションに排出</li> </ul>		
		スプレー缶・カセットボンベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>中身を使い切って穴を開ける</li> <li>ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>		
	空き瓶	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャップをはずす</li> <li>中をひと洗いでする</li> <li>無色透明、茶色、その他の色に3分別する</li> <li>ステーションの専用のかごに排出</li> </ul>	月1回ステーション収集		
戸別収集	有料戸別収集	粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸別収集受付センターに電話で申し込むか、金沢市LINE公式アカウントで申し込む</li> <li>処理券又は予約情報を記載した紙を貼付して、指定日に指定場所に排出</li> </ul>	随時収集 有料戸別収集	1,600トン/年
		多量ごみ			
		犬、猫等の死体	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸別収集受付センターに電話で申し込む</li> <li>処理券を貼付して、指定日に指定場所に排出</li> </ul>		2,000体/年

※ ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※ 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）第28条第1項各号に掲げる一般廃棄物（長さ2メートル以上又は重さが55キログラム以上のもの、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機など）については、収集しない。

※ 「指定ごみ袋」とは、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第34条の2第1項に規定する市長が指定する袋をいう。

※ 容器包装プラスチックは、2月から11月までの月で、第5週目に月2回の収集日と同一の曜日がある場合は月3回収集する。

※ 金属は、全体の80パーセント以上が金属でできているもので、一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶を除く。

※ この表の規定にかかわらず、ボランティア清掃ごみや飼い主が不明な犬、猫等の死体については、随時、個別に収集する。

(イ) 事業系廃棄物

区 分	排出方法	収集・運搬方法	廃棄物の量
燃 や す ご み	事業所ごとに収集運搬許可業者との契約のもと指定された場所に排出	必要の都度 収集	45,100トン/年
不 燃 ご み			12,600トン/年

④ 施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
所 在 地	金沢市東力町ハ3番地1	金沢市鳴和台357番地
型 式・形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	340トン/日	250トン/日
炉 数	170トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

a 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・こん包	
処 理 能 力	12.84トン/日	12.84トン/日

※ それぞれ、空き瓶及び水銀含有製品の保管施設を併設

b 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保ハ604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・こん包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場（第4期）
所 在 地	金沢市戸室新保口480番地1

埋立方法	サンドイッチ工法
埋立容量	2,710,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量（見込み）

区分	発生量	合計
し尿	1,100キロリットル/年	7,300キロリットル/年
浄化槽汚泥等	6,200キロリットル/年	

② 処理方法

区分	収集・運搬	処分
し尿	許可業者	固液分離及び標準活性汚泥法
浄化槽汚泥等		

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量（見込み）及び方法

区分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し尿	1,100キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	6,200キロリットル/年		
合計	7,300キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名称	西部衛生センター
所在地	金沢市東力町ハ3番地1
処理方式	固液分離処理
処理能力	195キロリットル/日（生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日）

イ 二次処理

名称	西部水質管理センター
所在地	金沢市東力町ハ272番地
処理方式	標準活性汚泥法
処理能力	64,800立方メートル/日

4 具体的な施策

(1) 市民・事業者との協働による環境負荷の低減

① 食品ロスの削減に向けた取り組みの推進

- ・店舗と直結したフードバンクモデル事業の実施
- ・フードドライブ定期窓口及び常設窓口の設置
- ・地域におけるフードドライブモデル窓口開設の実施
- ・「いいね・食べきり推進店」の登録・利用促進
- ・フードシェアリングサービスの周知啓発
- ・食材使い切り料理教室等の開催
- ・食べきれなかった料理の持ち帰りモデル事業の実施 など

② プラスチック資源循環の推進

- ・環境にやさしい買い物キャンペーンの実施
- ・「環境にやさしい買い物推進店」の登録推進
- ・使い捨てプラスチックの使用抑制と資源循環の周知 など

### ③家庭系生ごみ・古紙の減量化・資源化の推進

- ・生ごみリサイクル循環システムの運用
- ・電気式生ごみ処理機の購入費の助成
- ・電気式生ごみ処理機の貸し出し
- ・エコスイーツレシピコンテスト及び料理教室等の開催
- ・ダンボールコンポストの研修会の開催
- ・集団回収実施団体に古紙等の回収量に応じた奨励金の交付
- ・古紙保管庫等の器材購入費の助成
- ・古紙集団回収実施団体への軽トラック、カート及び台車の貸し出し
- ・古紙回収業者への助成金の交付 など

### ④市民・事業者に対する意識啓発活動の推進

- ・公式ホームページ、YouTube 及びフェイスブック等 SNS を活用した周知啓発
- ・ごみ分別アプリ「5374App」の運用
- ・家庭ごみ 24 時間 AI サポート事業の運用
- ・ごみの分け方・出し方パンフレットの全戸配布
- ・3 R 啓発デジタルコミックの発信
- ・かなざわエコフェスタの開催
- ・いいね金沢環境活動賞の表彰
- ・子どもから大人まで各世代向けの体験型環境学習の実施
- ・3 R ポスターコンクールの開催
- ・子育て世代を対象としたリユース促進イベントの開催
- ・高校生護美サポーター等の学生と連携した 3 R 啓発活動の実施
- ・家具や自転車の再生及び展示販売
- ・再使用品交換情報の提供
- ・地域や大学等への説明会の開催 など

### ⑤その他

- ・校下（地区）町会連合会に資源（一部）の収集量に応じた奨励金の交付
- ・商業店舗や公共施設を活用した資源の回収拠点の設置
- ・ごみステーション器材購入費の助成 など

## (2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

- ・事業用生ごみ処理機の購入費及びリース費の助成
- ・事業系古紙の保管場所整備費及び機密文書資源化処理費の助成
- ・商工会議所と連携した啓発セミナー等の実施
- ・事業系古紙資源化促進協議会の開催
- ・オフィスペーパーリサイクルの推進
- ・減量化計画書に基づく大規模事業所への調査及び指導
- ・ごみ減量化アドバイザーによる事業所への助言・指導
- ・ごみ内容物調査の実施及び指導
- ・イベントごみの減量化・資源化モデル事業等の実施
- ・金沢ビジネスエコアクション賞の表彰
- ・公式ホームページ及び YouTube などを活用した周知啓発
- ・研修会の開催 など

## (3) 適正で効率的なごみ処理体制の再構築

### ①不法投棄防止対策

- ・「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」街頭キャンペーンの実施
- ・金沢市不法投棄防止強化月間に不法投棄防止ネットワーク会議の開催やパトロール活動の実施

- ・山間部や沿岸部を中心とした巡回パトロールの実施
- ・不法投棄防止対策員の設置
- ・不法投棄防止看板や監視カメラの設置 など

②ルール違反ごみ対策

- ・ごみステーションの巡回指導
- ・ごみステーションでの分別推進
- ・地域の実状に応じた啓発看板や監視カメラの貸与
- ・廃棄物対策推進員の設置 など

③その他

- ・要援護者ごみ出しサポート事業の実施
- ・ごみ収集管理システムの運用 など

5 条例規則に基づく審議会

金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。